

安城市無電柱化推進計画

令和7年1月

愛知県安城市

目次

| | |
|--|----------|
| はじめに..... | 1 |
| 1 無電柱化の目的と位置づけ | 2 |
| (1)無電柱化の目的 | 2 |
| (2)無電柱化推進計画の位置づけ..... | 3 |
| 2 無電柱化推進に関する現状と課題..... | 4 |
| (1)整備実績..... | 4 |
| (2)課題..... | 5 |
| 3 無電柱化推進に関する基本的な方針..... | 6 |
| 4 無電柱化推進に関する計画期間と目標..... | 7 |
| (1)無電柱化推進計画の期間..... | 7 |
| (2)無電柱化に関する目標 | 7 |
| (3)期待される効果..... | 8 |
| 5 無電柱化推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策..... | 9 |
| (1)多様な整備手法の活用とコスト縮減の促進..... | 9 |
| (2)無電柱化によるまちの魅力の向上..... | 10 |
| (3)関係者間の連携の強化..... | 10 |

はじめに

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。また、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%(令和4年1月1日現在)とされており、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況です。

国土交通省では、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されました。また、平成30年4月には、法律第7条に規定する「無電柱化推進計画」を国が策定し、各地で無電柱化に関する取り組みが進んでいます。

本市は、現在まで土地区画整理事業と一体的に、無電柱化を進めてきました。無電柱化は、防災面の向上だけでなく、安全・快適な通行空間の確保や良好な景観形成にもつながります。安全安心で魅力あるまちづくりを進める上で、路線の無電柱化は重要な役割を果たします。

本市においては、南海トラフ地震などの災害への備えや、安全で歩きやすい歩道の確保、また良好な都市の景観形成といった目的から「安城市無電柱化推進計画」を策定します。



図1 無電柱化整備済み路線例 ((都)南明1号線)

1 無電柱化の目的と位置づけ

(1) 無電柱化の目的

景観・観光

安全・快適

防災

「景観・観光」・・・景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、良好な景観を形成します。

「安全・快適」・・・無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保します。

「防災」・・・大規模災害(地震、竜巻、台風等)が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止します。

国交省 HP より



安城七夕まつりの景観を妨げる電柱・電線((都)南明2号線)

(2) 無電柱化推進計画の位置づけ

無電柱化推進計画
(国土交通省)
平成30年4月

第9次安城市総合計画
安城市が定める、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想
—安城市自治基本条例第20条第1項

愛知県無電柱化推進計画
令和2年2月

第三次安城市都市計画マスタープラン
(安城市立地適正化計画)
安城市が定める、市町村の都市計画に関する基本的な方針、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
—都市計画法第18条の2、都市再生特別措置法第81条

安城市無電柱化推進計画

安城市国土強靱化地域計画

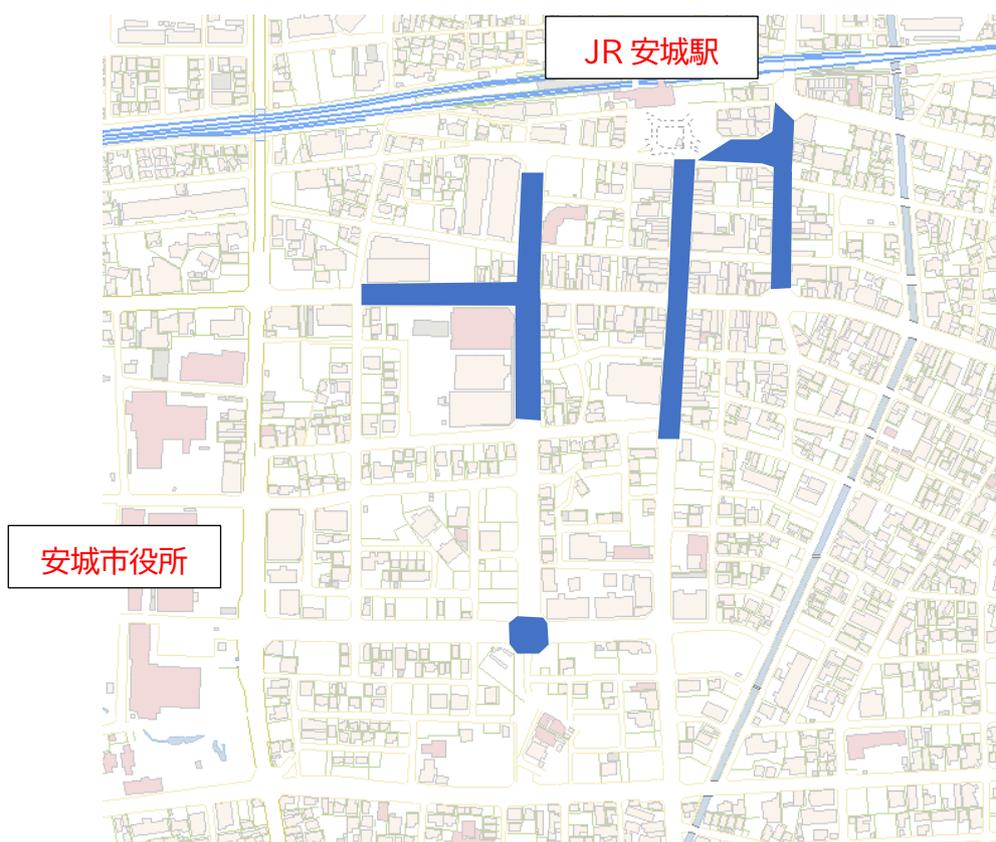
安城市地域防災計画

2 無電柱化推進に関する現状と課題

(1) 整備実績

令和6年3月現在、約1キロメートルが無電柱化しています。本市では、現在まで土地区画整理事業に合わせて電線共同溝を整備しており、詳細は以下の通りです。

| 路線名 | 整備年度 | 道路延長 | 備考 |
|----------------|------------|---------|-----------------|
| 御幸本赤松線 | 平成19年度 | 265.91m | |
| 御幸本上条線 | 平成22年度 | 178.48m | |
| 御幸本町1号線 | 平成22年度 | 62.7m | |
| 御幸本町8号線 | 平成25年度 | 131m | 安城南明治第二土地区画整理事業 |
| 安城三河安城線 | 平成27年度 | 161m | 安城南明治第二土地区画整理事業 |
| 御幸本花ノ木2号線 | 平成27年度 | 114m | 安城南明治第二土地区画整理事業 |
| 南明1号線×南明2号線交差点 | 令和6年度(施行中) | 97.9m | 安城南明治第一土地区画整理事業 |



(2) 課題

ア コストの高さ

無電柱化は、電柱を立てるより、多くの予算が必要となります。そのため、事業が進まない要因となっています。

イ 事業期間の長さ

無電柱化事業の実施には、電線共同溝等の電線類収容施設の本体工事に加え、支障となる既設埋設物の移設、電線管理者による引込管設置工事やケーブルの入線工事等を段階的に進める必要があるため、事業期間が長期に及ぶ傾向にあります。そのため、設計、支障移転、本体工事、引込管工事等を包括して発注すること等により、同時施工及び事業調整の円滑化を図る必要があります。

ウ 地上機器の設置場所の確保

電線類を地中化する場合、地上に機器の設置が必要となります。歩道が広い場合は車道よりの歩道へ設置を行うことが一般的ですが、歩道がない道路や幅員の狭い道路では限られた空間で地上機器を設置する場所を確保することが必要です。

3 無電柱化推進に関する基本的な方針

無電柱化法第2条第3項では、無電柱化の基本理念として「無電柱化の推進は、地域住民に意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資するよう行わなければならない」と記されています。

また、本市の都市計画マスタープランの都市づくりの目標として「みんなで安心をつくる！安全・安心に暮らせる都市づくり」を定めています。

一方で、これまで本市の無電柱化は、土地区画整理事業に合わせて行ってきました。整備により、防災性の向上や、安全・円滑な交通確保、より良い景観形成などの効果が生まれています。

これらを踏まえ、今後も、土地区画整理事業に合わせ、必要な路線について整備を行うこととします。

4 無電柱化推進に関する計画期間と目標

(1) 無電柱化推進計画の期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

(2) 無電柱化に関する目標

整備予定延長である約2.44kmを目標とします。対象路線は、市が整備する以下の路線とします。

無電柱化対象路線

| | 路線名 | 整備期間 | 道路延長 | 備考 |
|---|----------|--------------|---------|----|
| 1 | (都)安城碧南線 | 令和9年度～令和10年度 | 約0.26km | 県道 |
| 2 | (都)南明1号線 | 令和7年度～令和10年度 | 約0.27km | 市道 |
| 3 | (都)南明2号線 | 令和7年度～令和9年度 | 約0.3km | 市道 |
| 4 | (都)安城一色線 | 令和8年度～令和10年度 | 約0.3km | 市道 |

対象路線



(3) 期待される効果

南明治第一土地区画整理事業施行区域内では、毎年夏に安城七夕まつりを開催しており、70年を超える歴史があります。来場者は、3日間で100万人を超えることもあり、安城市の一大イベントとなっています。それ以外にも、中心市街地拠点施設であるアンフォーレでは、イベントを年間通して実施し、中心市街地の回遊性を高める取り組みを行っています。

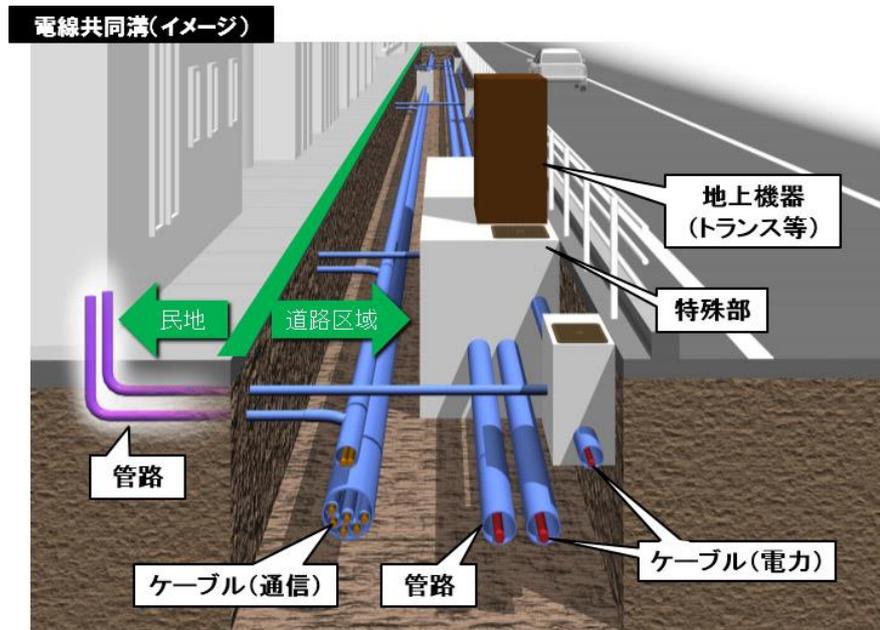
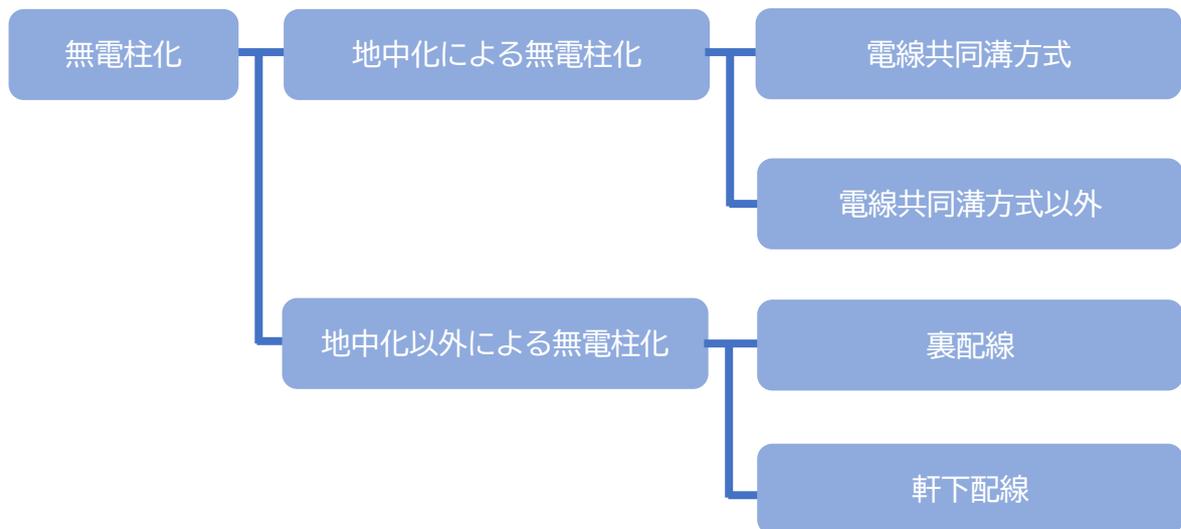
そうした中、南明治第一土地区画整理事業施行区域内の電線共同溝整備は、中心市街地の景観整備として大きな役割を担っています。また、歩道空間が確保され、安全性・快適性が向上します。さらに、それらの意味合いだけにとどまらず、防災性の向上が図られることで、安全・安心な中心市街地の形成が可能となります。



5 無電柱化推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 多様な整備手法の活用とコスト縮減の促進

無電柱化の整備手法は、大きく「電線類地中化」と「電線類地中化以外の無電柱化」の2つに分けられます。多様な整備手法から、路線にあった手法を選択することが重要です。また、事業費を抑えるため、低コスト手法を検討することも必要となります。



出典:国土交通省ウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_14.html)

(2) 無電柱化によるまちの魅力の向上

面的整備である土地区画整理事業と一体になって無電柱化を行うことで、より魅力ある景観の形成を図ります。

無電柱化の実施に際しては、地域住民と協働で進め、無電柱化を実施した路線について歩道をインターロッキングブロック舗装にするなどより良い景観を進めます。

(3) 関係者間の連携の強化

ア 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる愛知県電線地中化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

無電柱化事業実施の際には、低コスト手法を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者と協議を行います。

イ 工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、関係者が集まる会議等を活用し、関連事業者と相互に調整を図りコストや工期を縮減するとともに、関連事業者と積極的に連携を図ることで効率的に整備を進めます。

ウ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

エ 他事業との連携

土地区画整理事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。